

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨及び目的

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村は、区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないと規定されています。

また、同法施行規則においては、一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業を定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成するとしています。

これらを受け、本町における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものとして、大泉町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という）を策定するものです。

第2節 計画の概要

第1項 法体系

国では、環境の保全についての基本理念を規定した「環境基本法（平成5年法律第91号）」に則り、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」を制定しました。また、廃棄物の適正処理に関する「廃棄物処理法」、リサイクルの推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）」及び個別物品に応じたリサイクルに関する法律とともに循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図っています。

第2項 計画の位置づけ

図1-1で示すとおり、一般廃棄物処理計画は、基本計画、実施計画ともにごみに関する部分と生活排水（し尿等及び生活雑排水）に関する部分で構成するものであることから、本計画については、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成するものとします。

また、本町では、近隣市町や一部事務組合等との連携を図りながら一般廃棄物処理計画を策定するものとします。なお、一般廃棄物処理計画には、以下に掲げる事項を定めるものとします。

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
2. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
6. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

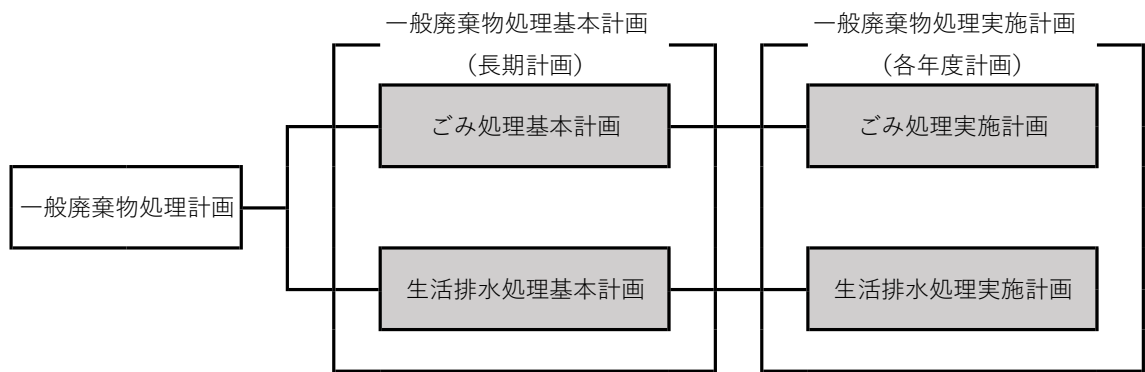


図 1-1 計画の構成

策定にあたっては、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた「環境基本計画」をはじめとする以下に示した国及び県の関連計画等や、本町のまちづくりにおける最上位計画である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～」及び、良好な環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「大泉町環境基本計画」と整合を図っています。なお、それぞれの相関を、図 1-2 に示します。

(1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。平成 30 年に策定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、第三次計画で進められた各施策に加え、2015(平成 27)年の国連サミットにおいて定められた「持続可能な開発目標 (SDGs)」の考え方や頻発する大規模災害への対応を念頭に置いた「持続可能な社会づくりと統合的な取組」、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の推進と環境再生」、「災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」を骨子とした取組を示しています。

(2) 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針 (平成 13 年環境省告示第 34 号) (以下「廃棄物処理法基本方針」という。))」が定められています。廃棄物処理法基本方針においては、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としています。

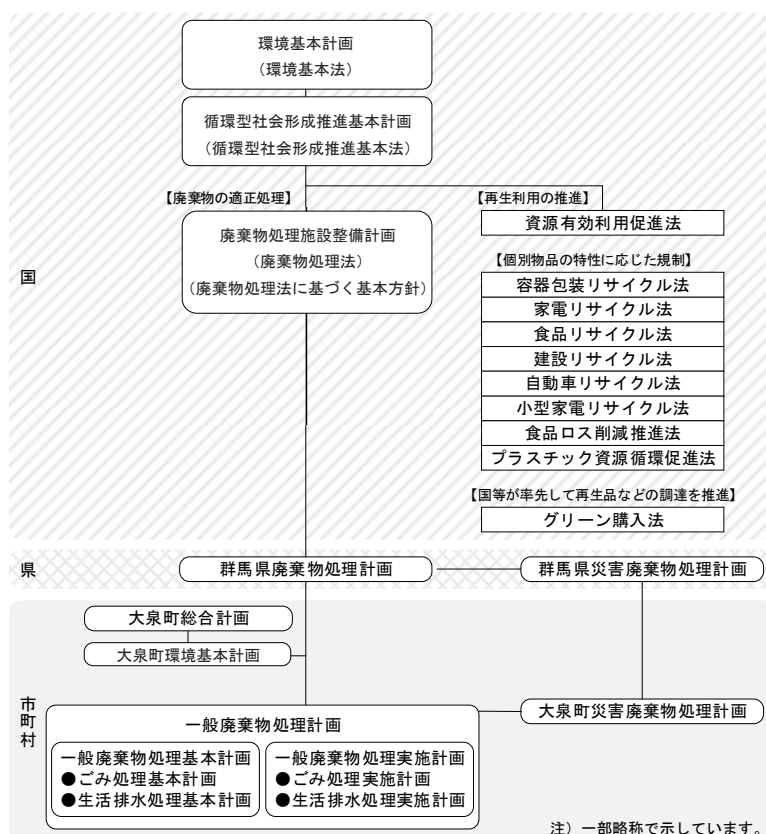
(3) 群馬県循環型社会づくり推進計画 (令和 4 年 3 月第三次計画策定)

群馬県では、県が目指すべき循環型社会の姿を示すとともに、その実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を明確に示すために「群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定しています。群馬県循環型社会づくり推進計画では、基本方針を次のように定めています。

《基本方針》

群馬県が目指す循環型社会の姿に向けて、県民、市民活動団体等、事業者、行政の各主体が役割を分担し、それぞれが自主的に互いに連携、協働して、次の5つの基本目標に基づき取組を進めます。

1. 持続可能な社会づくりを目指した環境・経済・社会を統合した取組
2. 県民等各主体相互の連携の強化によるごみの減量及び資源化の推進
3. 「ごみ」が「循環資源」として再認識され、排出の抑制と「質」の高い循環的な利用が定着している社会の実現
4. 地域循環共生圏の形成による地域創生の実現
5. 大規模災害時にも対応できる広域処理体制の強化



資料：「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）

図1-2 関係計画等と本計画との相関

以下に正式名称を示します。

廃棄物処理法に基づく基本方針：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法

食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律

小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

食品ロス削減推進法：食品ロスの削減の推進に関する法律

グリーン購入法：国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律

群馬県廃棄物処理計画：群馬県循環型社会づくり推進計画

第3項 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、町内全域とします。

第4項 計画の期間

「大泉町一般廃棄物処理基本計画」(平成26年3月策定)(以下「前計画」という。)の期間は平成26年から令和10年度までの15年間としていましたが、これまでの取組及び検証結果を踏まえ、本計画の期間については、令和6年度を初年度とし、令和20年度までの15年間とします。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとします。

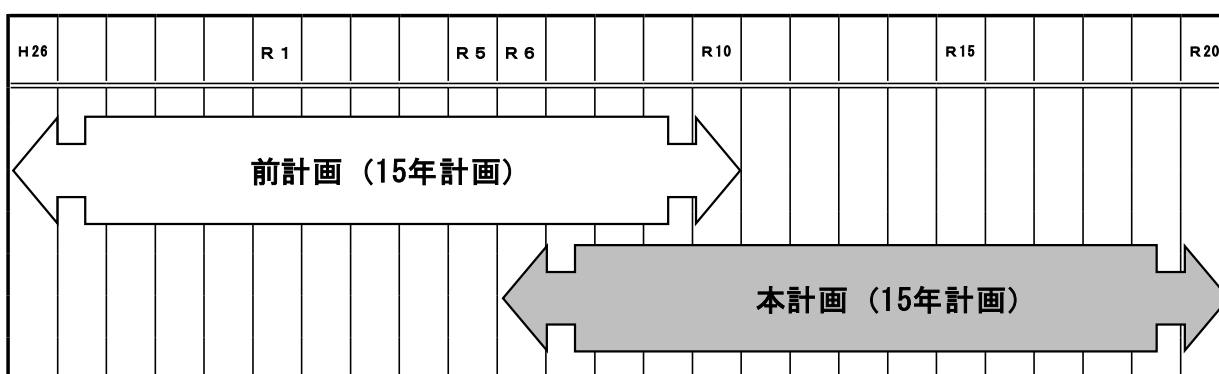


図1-3 本計画の期間

